

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2
 名称 有限会社 タナベ
 代表者 代表取締役 田邊 宏 様

令和6年9月10日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（家屋解体に伴い生じた一般廃棄物・遺品等）
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許可期間		令和6年10月5日 令和8年10月4日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		上士幌町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	① 北十勝2町環境衛生処理組合 ② 山口重機有限会社 南町処理場 ③ アスリー株式会社 中間処理場
	その他	1. 営業を廃止したときは、直ちにこの許可を返還すること。 2. この許可証は、他人に譲渡、貸与してはならない。 3. この許可に係る営業を行うときは、この許可証又はその写しを関係者に提示すること。

令和6年10月10日

上士幌町長 竹 中 貢

